

太陽光発電事業に係る参加事業者公募要領

1 事業目的

富山地区広域圏事務組合（以下「組合」という。）所有地の有効活用を目的とし、太陽光発電事業（以下「事業」という。）に参加する事業者公募を実施します。

採択された事業者には、圏域内（富山市・滑川市・立山町・上市町・舟橋村）の施工業者等の受注機会の確保と発電収益による環境・社会貢献に取り組んでいただき、再生可能エネルギーの普及促進と地域活性化に協力していただきます。

2 事業者の募集等について

組合所有地を貸し付ける事業者の選定方法は、公募型のプロポーザル方式とし、事業の採算性、実現性等が担保できるよう設置する太陽光発電設備とその附属設備（以下「発電設備」という。）及び事業内容等を提案していただき、選定委員会で審査を行ったうえで「貸付予定者」として選定します。

（1）対象地

富山地区広域圏クリーンセンター（中新川郡立山町末三賀103-3地内）…別紙

・パネル設置想定面積：約11,800㎡

① 敷地内：約8,300㎡

② 建物屋上等：約3,500㎡

※ 上記対象施設の屋上部分に設置する太陽光発電設備は、建物構造上25kg/㎡以下の荷重で検討すること。また、発電設備の設置を技術的・構造的に保証するものではありません。設置の可否については、申請者が証明するものとします。

・想定出力規模：1,000kW程度

（2）応募資格

①圏域内に本社、支店、事業所等（法人登記簿に記載のあるもの）を置く法人とする。

なお、新規に法人を設立される予定の場合には、応募していただく時点では、代表者、構成員及び基本的な役割分担等を記載した書類を提出していただき、選定された後に速やかに設立してください。

②国税及び地方税を滞納していないこと。

③地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(3) 貸付期間

発電設備を設置する事業者が、固定価格買取制度の買取期間を通じて事業を実施できるように、発電期間（20年間）と工事期間の組合所有地の貸し付けを行います。

(4) 貸付面積

貸付を行う面積は、発電設備の設置場所及び規模に関わらず2（1）に示した面積の全てとしますので、使用料の算定の際には十分留意してください。

(5) 使用料

発電設備の設置後に事業を行う期間（電気事業者との系統連携後）について、使用料を納付していただきます。発電設備の設置工事の期間及び撤去工事の期間については、無償とします。

また、使用料は年額とし、組合が指定する日までに一括して支払うものとします。

使用料については、最低額を以下のとおりとしますので、これ以上の単価を提示し、併せてその使用料を算定した根拠や考え方を提示してください。

1㎡当たり最低額100円

(6) 費用負担

発電事業に係る一切の費用は、事業者が負担することとします。

(7) メンテナンス

事業者は、発電設備の法定点検、定期点検、劣化した部品の交換等を実施するとともに、適切な維持管理に努めていただきます。

(8) 土地の引き渡し

組合所有地を事業者へ貸付る際には、現状のまま引き渡しを行います。整地が必要な場合は、事業者の費用負担において事業者自ら実施していただきます。

(9) 貸付地の管理について

事業者は、貸付地内の除草、ゴミ等の収集処分を適宜行うものとし、軽微な維持管理業務等については、地元自治振興会等への発注に努めていただきます。また、組合所有地、周辺農地及び河川に影響を与える除草剤等の薬品使用は禁止します。

(10) 使用後の発電設備の取扱い

貸借期間の途中で事業を中止した場合又は貸借期間が終了した場合には、原則として事業者の費用負担により発電設備の撤去を行い、貸付地の原状回復を行うものとします。ただし、組合との協議により、発電設備の譲与等が行われる場合には、この限りではありません。

(11) 保証金

事業者は事業終了後の原状回復の履行を担保するため、理事長に対して担保相当額の保証金を預託していただきます。

(12) 損害賠償責任

事業者が貸付地を損壊した場合や、発電設備の故障に伴い送電網等に影響を与えた場合には、事業者がその損害を賠償する責任を負います。

また、発電設備等の設置及び管理に関する瑕疵により、第三者に損害を与えたときは、その損害についても、同様とします。

(13) 雨漏り等への対応

発電設備の設置に起因する雨漏り等が発生した場合は、事業者の負担で修繕していただきます。

(14) 周辺住民への対応

発電設備については、地域の景観や周辺へのパネルの反射光等への影響に配慮し設置することとし、地域住民からの苦情等には速やかに適切な対応をしていただきます。

(15) 事業報告

事業者は、事業開始後の発電設備の維持管理の状況や、発電設備による発電量や事業収支の状況等を年1回組合に報告していただきます。

(16) その他

その他必要な事項については、組合と事業者が、別途協議し覚書において規定することとします。

3 事業スケジュール

時 期	実 施 内 容
平成25年11月5日（火）	「提案募集要項」の公表
平成25年11月12日（火）	事業者説明会
平成25年11月15日（金）	現地説明会
平成25年11月18日（月） ～平成25年11月29日（金）	提案募集要項及び仕様・条件等に関する質問の受付
平成25年12月2日（月） ～平成25年12月6日（金）	企画提案書提出期間
平成25年12月中旬	企画提案書による 第1次審査結果発表
平成25年12月中旬	第2次審査（プレゼンテーション）
平成25年12月下旬	審査結果の通知、発表
平成26年1月～3月	経済産業省への設備認定申請及び電気事業者への接続協議等
平成26年3月	行政財産の貸付契約
平成26年4月～	設置工事、供用開始

4 説明会及び申請書の提出

（1）事業者説明会

① 日 時：平成25年11月12日（火） 15時30分～

② 場 所：富山市役所8階西館802会議室

③ 申込方法：平成25年11月11日（月）までに、事前参加申込票をファックス又は電子メールにより提出してください。

・ファクス：076-462-8312

・電子メール：toyamatiku-kouiki@city.toyama.toyama.jp

なお、当日使用する資料は、本公募要領等になりますので、印刷の上、ご持参ください。

（2）現地説明会

① 日 時：平成25年11月15日（金）

② 場 所：富山地区広域圏クリーンセンター

③ 申込方法：平成25年11月14日（木）までに、事前参加申込票をファックス又は電子メールにより提出してください。

・ファクス：076-462-8312

- 電子メール：toyamatiku-kouiki@city.toyama.toyama.jp

(3) 質問書の受付

公募の内容に関する質問は、「質問フォーム」でのみ受け付けます。また、問い合わせに対する回答は、随時、組合公式ホームページに掲載し、原則個別対応はいたしません。

- ① 提出期間：平成25年11月18日（月）～平成25年11月29日（金）17時まで
- ② 申込方法：ファックス又は電子メールにより提出してください。
 - ファックス：076-462-8312
 - 電子メール：toyamatiku-kouiki@city.toyama.toyama.jp

(4) 企画提案書の提出

- ① 提出期間：平成25年12月2日（月）～平成25年12月6日（金）17時まで
- ② 提出先：組合事務局まで、ご持参ください。
- ③ 提出書類：

次の書類をとりまとめのうえ、A4判（A3判は折込）でファイル製本を行い、正本1部・副本10部（副本はコピー可）を提出してください。

※申請書の提出後の取扱い

- 申請書の変更、差替え、再提出、返却には応じられません。
- 申請書は、事業者の選考及び選考後の事業運営以外に提出者に無断で使用しません。

No.	提出書類	様式	備考
1	事業計画書	様式1	
2	事業者の概要書	様式2	
3	法人登記簿謄本	—	発行日から3か月以内のもの
4	富山・魚津税務署が発行する納税証明書	—	発行日から3か月以内のもの
5	富山県が発行する納税証明書	—	発行日から3か月以内のもの
6	構成市町村が発行する納税証明書	—	発行日から3か月以内のもの
7	設備仕様・施工方法計画書	様式3	別途任意様式の添付
8	事業収支計画書	様式4	
9	事業実施スケジュール	任意	
10	管理・保証計画書	様式5	
11	環境・地域貢献策提案書	様式6	
12	その他	任意	製品カタログ等必要に応じて添付

5 貸付予定者の選定方法等

貸付予定者の選定は、1次の書面による資格審査と2次のヒアリング形式によるプレゼンテーション審査により実施します。

(1) 1次審査（書面審査）

1次審査については、主に申請書類の内容が応募の基本条件を満たしているかどうかの資格審査を行います。

応募多数の場合は、絞込みを行う場合がありますので、ご了承ください。

審査結果については12月中旬に書面により通知します。

(2) 2次審査（プレゼンテーション審査）

申請書を基に、事業説明後、組合の関係職員等で構成する選定委員会において選考します。

なお、選考結果については、文書で通知します。

① 日 時：平成25年12月中旬

・詳細は個別に申請者に通知します。

② 説明時間：提案内容の説明は、15分以内とし、その後、選定委員から申請者に対する質問の時間（15分程度）を設けます。

③ 参加人数：3名まで

④ 選定方法：選定委員会において、次の審査基準を踏まえ総合的な観点から提案内容の審査を行い、貸付予定者を決定します。

⑤ 審査基準：

No.	評価項目	評価の視点
1	事業趣旨との合致	・事業が、①再生可能エネルギーの普及促進②地元施工業者による地域経済の活性化といった、事業目的と合致しているか。
2	申請者の事業遂行性	・事業者又の経営状況は問題なく、かつ、事業を円滑に遂行できる体制や実績を有していると認められるか。
3	発電設備の仕様及び設置工事	・発電設備の配置や仕様は、合理的に設計されているか。 ・発電設備の設置工事の工法及び工期等は、施設を適正に管理していく上で支障はないか。
4	管理・保証体制	・発電設備を長期間にわたり適正に管理及び運営できる体制が整備されると見込まれるか。 ・工事施工に係る保証期間及び保証内容は十分か。契約を予定している損害保険等の内容は十分か。
5	使用料	・使用料の額は、事業収支の見込み等を考慮して、適正に算出されているか。
6	事業収支	・事業の実施に係る資金調達計画、事業収支見込み、キャッシュフロー見込み等を考慮して、適正に算出され、安定的な事業運営が期待できるか。
7	環境・地域貢献策	・提案方法について、独自性があり、適正かつ十分な費用が算出されているか。 ・提案内容等について、組合や地域の実情に応じ、有益な取組みか。

6 提出書類の留意事項

(1) 事業者の概要（様式2）について

特別目的会社（SPC）などの形態で事業を実施する場合には、それらに参加する全ての事業者等の個別の概要も併せて提示してください。

今後、設立を予定している法人については、代表者、構成員及び基本的な役割分担等を記載した書類を提出してください。

○施工業者の選定

太陽光発電設備の設置工事を行う施工業者について、予定している施工業者の概要（名称、所在地、代表者職名・氏名、設立年月日、資本金、従業員数、主な事業内容・実績等）を提示してください。

なお、施工業者の選定に際しては、圏域内中小企業者の受注機会の確保を図るように努めてください。

(2) 設備仕様・施工方法計画書（様式3）について

○発電設備の仕様

ソーラーパネル、パワーコンディショナ、接続ユニット、取付架台等の主な設備の製造メーカー名、製品の型式、数量等

○発電設備の図面

ソーラーアレイの配置図、発電・送電システムの構成や配線を表す図面

○設置工事の工法等

架台を設置する工法を表した図面

○使用期間及び設置工事の工期

予定している貸付地の貸付期間、設置工事の工期

(実際に設置工事を行う際には、組合と協議していただき、工期や時間帯を決めていただきます。)

○貸付地の使用料

発電設備の設置工事の期間、設置後に発電事業を行う期間及び発電設備の撤去工事の期間を通じて、発電設備を設置する貸付地の使用料を納付していただきます。使用料については、最低額を2(5)に示した額としますので、これ以上の単価を提示し、併せてその使用料を算定した根拠や考え方を提示してください。

(3) 事業の収支計画書(様式4)

事業の実施に係る資金調達計画、事業収支見込み、キャッシュフロー見込みなど、安定的な事業運営が確認できる書類を提示してください。また、自己資金の場合は金融機関の残高証明書、借入金の場合は金融機関等からの借入証明書など、必ず根拠を証明する書類を添付してください。

(4) 事業実施スケジュール(任意様式)

「貸付予定者」として選定された後から、関係機関との協議、発電設備設置工事の期間、発電事業の期間、発電設備撤去工事の期間までを、月の単位で時系列に提示してください。

(例：平成26年5月上旬～7月中旬 発電設備の設置工事)

(5) 管理・保証計画書(様式5)について

○管理業務を行う事業者

発電設備の管理業務を行う事業者の概要(名称、所在地、代表者職名・氏名、設立年月日、資本金、従業員数、主な事業内容・実績等)、人員体制及び緊急時等の連絡体制

○工事施工に係る保証

工事施工に係る保証者、保証期間及び保証内容

○損害保険、賠償責任保険

契約の締結を予定している損害保険や賠償責任保険の内容、保険金額

(6) 環境・地域貢献策（様式6）について

発電事業による収益等を活用して、環境・地域的な貢献の視点からの取組を検討し、事業概要及び事業実施にかかる総費用等を提案してください。

※総費用については、算定した根拠や考え方を提示するとともに、事業を実施するにあたっての単年度の費用だけではなく、総費用を提示してください。

7 問い合わせ先

富山地区広域圏事務組合 事務局

住所 〒930-0247

中新川郡立山町末三賀103-3（富山地区広域圏クリーンセンター2階）

電話 076-462-8311

訂正

8ページ記載の下記箇所を訂正します。

(訂正前)

○貸付地の使用料

発電設備の設置工事の期間、設置後に発電事業を行う期間及び発電設備の撤去工事の期間を通じて、発電設備を設置する貸付地の使用料を納付していただきます。使用料については、最低額を2(5)に示した額としますので、これ以上の単価を提示し、併せてその使用料を算定した根拠や考え方を提示してください。

(訂正後)

○貸付地の使用料

発電設備の設置後に事業を行う期間(電気事業者との系統連携後)について、使用料を納付していただきます。発電設備の設置工事の期間及び撤去工事の期間については、無償とします。

使用料については、最低額を2(5)に示した額としますので、これ以上の単価を提示し、併せてその使用料を算定した根拠や考え方を提示してください。